

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年10月15日開催（日本貸金業協会）]

## 1. 令和8年度税制改正要望について

- 2025年8月29日、令和8年度の税制改正要望項目を公表した。
- 主な項目としては、
  - ・ 「資産運用立国」の推進に向けた措置として、「NISA 対象商品の拡充を含む制度の充実」「NISA に係る所在地確認手続きの簡素化等」「投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長」、
  - ・ 暗号資産・保険に関する措置として、「暗号資産取引に係る課税の見直し」「生命保険料控除制度の拡充の恒久化等」、
  - ・ 国際金融センターの実現に向けた措置として、「外国組合員に対する課税の特例の見直し」「クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し」「金融所得課税の一体化」
- を要望している。
- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、貸金業界においても、引き続き、御協力をお願いしたい。

## 2. 「金融庁 AI 官民フォーラム」（第2回）開催報告

- 金融分野におけるAIの健全な利活用を後押しするため、金融庁では、金融機関やIT事業者等の関係者を交え、AIの活用事例や課題をオープンに議論する場として「金融庁AI官民フォーラム」を開催している。
- 9月18日に開催された第2回フォーラムではデータマネジメントについて、有識者によるプレゼンテーションやパネルディスカッションを行った。フォーラムの模様はYouTubeでアーカイブ配信されているので、御覧いただきたい。
- 第3回以降のフォーラムでは、AIの利活用時の規制対応上の考慮やAIに係る投資・人材育成面での対応などについても議論を行う予定である。引き続き、積極的にフォーラムに参加いただきたい。

### **3. 犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（非対面の本人確認方法の見直し）**

- 2025年6月24日、犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、非対面での本人確認方法のうち、本人確認書類の偽変造によるなりすまし等のリスクの高い方法が廃止されることが決まった。なお、対面での本人確認方法についても、マイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを義務付ける方向で警察庁において検討が行われている。
- 偽造身分証での口座開設・不正利用への対策としてきわめて効果が高いことから、本改正の施行日は2027年4月1日となっているが、各金融機関においては、施行日を待たず、可及的速やかな対応をお願いしたい。

### **4. 顧客口座・アカウントの不正アクセス等への対策の強化について**

- 証券口座への不正アクセス事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、早急にログイン認証の強化、ウェブサイト及びメールの偽装対策の強化、不審な取引等の検知の強化、取引上限の設定、手口や対策に関する金融機関間の情報共有の強化、顧客への注意喚起の強化などの対策を進める必要がある。
- こうした状況を踏まえ、金融庁は、警察庁と連携し、上記内容を盛り込んだ「顧客口座・アカウントの不正アクセス・不正取引対策の強化」に関する要請文を2025年7月28日に発出した。
- 不正アクセス対策強化の取組状況については、金融庁として、モニタリングしていく。

### **5. 預金保険法に基づく財産調査への協力依頼**

- 預金保険機構は、金融機関から買い取った債権を整理回収機構が円滑に回収できるよう支援するために、財産調査を実施しており、その一環として金融機関等に対して照会なし協力要請を行っている。これらの照会等は、個人情報保護法上の本人の同意を得ずに第三者に提供することができる「法令に基づく場合」に該当しうるものであるが、この点について十分な御理解がいただけなかつた事例もあったと思われる。
- 今般、個人情報保護委員会が策定する「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A」に、「法令に基づく場合」の例として、預金保険機構が預金保険法附則第13条に基づき行う照会・協力要請が追加

掲載された。

- この追加掲載を契機として、預金保険機構は、各業界団体宛てに、同機構理事長名で協力等依頼文書を発出したので、御協力をお願いする。

#### **6. 対イラン制裁に係る要請について**

- 2025年9月、イランの核問題に関し、国連安理会決議に基づき、過去の対イラン制裁の復活（スナップバック）が決定された。
- 我が国においても、外為法告示の改正（2025年9月28日公布・施行）等を行い、資産凍結や資金移転防止等の措置を再導入した。
- これを受け、2025年9月30日、関係する金融機関等に対し、「イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発並びにイランへの大型通常兵器等の供給等に関する取引について（要請）」を発出した。
- 同要請文においては、資産凍結や資金移転防止等の措置への遺漏なき対応とともに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

(以 上)